

「つや姫」ロゴタイプ・パッケージデザイン・キャッチフレーズ等 使用管理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「つや姫」のブランド戦略を推進するため、統一的に使用する「つや姫」のロゴタイプ、シンボルマーク、キャッチフレーズ及びパッケージデザイン（以下「ロゴタイプ等」という。）の使用に係る手続きその他の必要な事項を定めるものとする。

(管理を行う機関)

第2条 山形県は、ロゴタイプ等の管理業務を山形「つや姫」「雪若丸」ブランド戦略推進本部（以下「推進本部」という。）に委託する。

(ロゴタイプ等の使用)

第3条 ロゴタイプ等は、次の場合に使用できるものとする。

- (1) 米穀販売業者等が、「つや姫」販売のため米袋を製作する場合
- (2) その他「つや姫」の認知度向上等のため米袋以外に使用する場合

(表示)

第4条 前条の規定によるロゴタイプ等の表示は、別記「「つや姫」ロゴマニュアル」（以下「マニュアル」という。）のとおりとする。

- 2 米袋に使用する場合は、原則としてマニュアルに定めるパッケージデザイン（以下「パッケージデザイン」という。）を使用するものとする。

(使用の届出)

第5条 第3条第1号及び前条第2項の規定により、パッケージデザインを使用しようとする者（パッケージデザインを使用する商品の製造者又は販売者をいう。以下「パッケージデザイン使用者」という。）は、あらかじめ推進本部本部長に対して「つや姫」パッケージデザイン使用届出書（別記様式1）を提出しなければならない。

ただし、パッケージデザインに文字を入れるなどの加工をして使用する場合、又はシンボルマーク、ロゴタイプ、キャッチフレーズ（以下「シンボルマーク等」という。）を独自に組み合わせて使用する場合は、次条によるものとする。

(使用の申請)

第6条 第3条第2号又は前条ただし書きの規定により、シンボルマーク等を使用しようとする者（商品に使用する場合は製造者又は販売者をいう。以下「シンボルマーク等使用者」という。）は、あらかじめ本部長に対して「つや姫」シンボルマーク等使用申請書（別記様式2）を提出しなければならない。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、申請手続きを省略することができる。

- (1) 報道機関が報道の目的で使用する時。
- (2) 推進本部委員（所属団体・機関を含む）が広報の目的で使用する時。
- (3) その他、本部長が適正と認める時。

（使用の承諾）

第7条 本部長は、前条により申請のあった内容について適正と認められる場合は、これを承諾し、「つや姫」シンボルマーク等使用承諾の通知をするものとする。

2 前項による承諾を行うにあたり、必要と認める場合は条件を付すことができる。

（使用料）

第8条 ロゴタイプ等の使用料は無料とする。

（事故、苦情等の処理）

第9条 ロゴタイプ等の使用に関する事故又は苦情の発生若しくは第三者に損害を与えた場合については、パッケージデザイン使用者又はシンボルマーク等使用者は、誠意をもってその責任のもとに必要な措置を講じなければならない。

（適正使用の確保）

第10条 本部長は、ロゴタイプ等の使用状況について、必要に応じて報告を求め、又は検査を行うことができる。

（使用承諾の取り消し）

第11条 本部長は、シンボルマーク等使用者が次各号のいずれかに該当した場合は、使用承諾を取り消すものとする。

- (1) マニュアルに反して使用した時
- (2) シンボルマーク等を不正に使用した時
- (3) 第9条の規定による必要な措置を講じなかった時
- (4) その他「つや姫」のイメージに重大な支障を及ぼす行為があった時

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項又は疑義が生じた事項については推進本部が山形県に協議のうえ決定するものとする。

附 則

この要綱は、平成21年8月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

(別記様式1) (第5条関係)

「つや姫」パッケージデザイン使用届出書

令和 年 月 日

山形「つや姫」「雪若丸」ブランド戦略推進本部

本部長 山形県知事 吉村 美栄子 殿

住所 (法人、団体の場合は、主たる事業所の所在地)

氏名 (法人、団体の場合は、名称及び代表者の職・氏名)

電話番号

「つや姫」ロゴタイプ・パッケージデザイン・キャッチフレーズ等使用管理要綱第5条の規定により、パッケージデザインを使用することを届け出ます。

なお、使用にあたっては、「つや姫」ロゴタイプ・パッケージデザイン・キャッチフレーズ等使用管理要綱の規定を遵守することを誓約します。

(別記様式2) (第6条関係)

「つや姫」シンボルマーク等使用申請書

令和 年 月 日

山形「つや姫」「雪若丸」ブランド戦略推進本部
本部長 山形県知事 吉村 美栄子 殿

住所 (法人、団体の場合は、主たる事業所の所在地)

氏名 (法人、団体の場合は、名称及び代表者の職・氏名)

電話番号

「つや姫」ロゴタイプ・パッケージデザイン・キャッチフレーズ等使用管理要綱第6条の規定により、下記のとおり申請します。

なお、使用にあたっては、「つや姫」ロゴタイプ・パッケージデザイン・キャッチフレーズ等使用管理要綱の規定を遵守することを誓約します。

記

- 1 申請者 (法人、団体) の概要
- 2 使用目的 (品目・イベント名など)
- 3 使用する形態 (図案を添付すること)
- 4 使用数量
- 5 使用期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日